

藤沢都市計画公園の変更（藤沢市決定）

2・2・39号 北町公園

藤沢都市計画公園の変更（藤沢市決定）

都市計画公園中 2・2・39 号北町公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・39	北町公園	藤沢市辻堂元町三丁目	約 0.19ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

2・2・39号 北町公園

本市では、都市計画公園・緑地の整備を推進してきたものの、未だに長期間事業に着手していない、いわゆる「長期未着手都市計画公園・緑地」が多数存在し、都市計画法第53条に基づく建築制限を長期間にわたってかけ続けていることなどが課題となっています。

このため、本市では長期未着手都市計画公園・緑地の見直しを行い個々の計画の必要性を再確認し、平成30年3月に「藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針」を策定しました。この方針に基づき、2・2・39号北町公園について変更を行うものです。

本公園は、公園用地の一部取得を行い、昭和39年に部分的に開設しています。見直し方針に基づき総合的に勘案した結果、本公園により、一定の公園整備水準が確保されていることから、長期未着手区域についてこれ以上の整備を行わないこととし、現在開設している公園の区域及び面積に変更を行うものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番 号	公 園 名			
新	街区公園	2・2・39	北町公園	藤沢市辻堂元町 <u>三</u> 丁目	約 <u>0.19</u> ha	
旧	街区公園	2・2・39	北町公園	藤沢市辻堂元町 <u>3</u> 丁目	約 <u>0.64</u> ha	<u>植栽、広場</u> <u>ブランコ、</u> <u>滑台、砂場、</u> <u>ベンチ</u>

都市計画を定める土地の区域

追加する部分	な し
削除する部分	な し
変更する部分	藤沢市辻堂元町三丁目地内

経 緯 書

都市計画決定（変更）の経緯

昭和 32 年 12 月 13 日 都市計画決定（建告示第 1629 号）

種別：小公園 番号：50

位置：藤沢市辻堂字後山 面積：0.89ha

昭和 34 年 4 月 18 日 都市計画変更（建告示第 1052 号）

種別：小公園 番号：50

位置：藤沢市辻堂字後山 面積：0.64ha

変更内容：近隣の住宅概況に基づく学校配置計画の立案により位置を変更

昭和 45 年 11 月 6 日 都市計画変更（市告示第 71 号）

種別：児童公園 番号：2・2・39

位置：藤沢市辻堂元町 3 丁目 面積：約 0.64ha

変更内容：建設省都市局長通達「都市計画法の施行について（昭和 44 年 9 月 10 日 建設省都計発第 102 号）」に基づく種別及び名称番号の変更

平成 5 年 6 月 30 日 建設省都市計画課長通達「公園の種別の細目に係る都市計画法施行規則の一部改正について（平成 5 年 6 月 30 日 建設省都計第 100 号）」により、既存の児童公園を街区公園とみなすこととされた。

今回の都市計画変更の経緯

平成30年3月 藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針 策定

令和3年11月24日 第176回藤沢市都市計画審議会 報告

場所：藤沢市役所本庁舎 5階 5-1会議室

令和4年1月21日 都市計画説明会

場所：明治市民センター 参加者：0人

令和4年2月16日 ～ 3月18日 法定協議（神奈川県知事）

令和4年3月28日 ～ 4月11日 都市計画変更案の縦覧

令和4年5月27日 178回藤沢市都市計画審議会 付議

場所：藤沢市役所本庁舎 5階 5-1会議室